

(別紙)

栃木県立博物館協議会公募委員選考基準

(目的)

第1条 この基準は、「栃木県立博物館協議会委員の公募実施要領」に基づき行う公募委員の選考に関して、適正で円滑な委員の選考を図ることを目的とする。

(作文評定基準)

第2条 作文の評定項目及び配点は、次のとおりとする。

評 定 項 目	配 点
(1) 委員として必要な見識	5点
(2) 自己の意見の表現能力	5点
(3) 自己の意見の先進性、妥当性	5点
合 計	15点

(面接方法)

第3条 選考委員は、面接において概ね次の項目について質疑を行う。

- (1) 自己紹介・自己PR
- (2) 応募の動機
- (3) 作文に書いた意見の背景
- (4) その他

(面接評定基準)

第4条 面接の評定項目及び配点は、次のとおりとする。

評 定 項 目	配 点
(1) 博物館等に関する見識	10点
(2) 文化活動、社会教育活動の実績	5点
(3) 熱意・積極性	5点
(4) 堅実性	5点
(5) 表現力	5点
(6) 態度	5点
合 計	35点

(採点基準)

第5条 作文評定及び面接評定の採点基準は、次のとおりとする。

評 定 項 目	配 点
(1) 非常にすぐれている	5点
(2) すぐれている	4点
(3) 標準的	3点
(4) 劣っている	2点
(5) 非常に劣っている	1点

2 面接の評定項目のうち、配点が10点となっているものについては、前項の点数を2倍するものとする。

(公募委員の選定)

第6条 公募委員は、原則として作文評定及び面接評定の合計点数の上位から選考するものとする。

ただし、作文評定及び面接評定の合計点数が総点数の6割未満の者並びに作文評定又は面接評定のいずれかの評定項目において、第5条に定める評価区分のうち「非常に劣っている」と採点された者を除くものとする。